

シニア向けライフサポート

結 い ほ

生活口座共有 サービス

快適なシニアライフのために
信頼するご家族と一緒に使える口座ができました！

普通預金から毎月定額を自動で振込み、ご契約者さまの日常生活に必要なお金を、ご家族（代理人さま）がキャッシュカードで自由に引き出せる専用口座です。毎日のお買いものなどの立替負担や清算の手間がなくなり、ご家族による暮らしのサポートがぐっとスムーズに。相続を見据え、将来にわたって安心してご利用いただける便利で新しいサービスです。

ご契約者さま

ご家族（代理人さま）



委任状
不要

▪ 代理人となるのは原則、成人の推定相続人または3親等以内の親族のうち1名に限ります。▪ あらかじめご指定いただく自動振込額は50万円が上限となります。▪ 専用口座に保有できる残高は100万円が上限となります。▪ 「生活口座共有サービス」は城北信用金庫と一般社団法人つなぐ相続支援センターの共同サービスです。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

Johoku
Shinkin

安心つづく3つのポイント

1 代理人さまを守る公正証書

専門家のサポートのもと、ご契約者さまと代理人さまの間で「財産管理委任契約」を結び、公正証書を作成します。正当な委任関係を明確にすることでご親族からの誤解や相続トラブルを防ぎ、代理人さまが安心してお取引することができます。



2 入出金をメール・アプリでお知らせ

専用口座に入出金があると、ご指定のメールアドレス・当金庫アプリに通知が届き、取引金額と残高を確認することができます。通知先は代理人さまのほかにも複数人登録できるので、ご契約者さまの暮らしを家族みんなで見守ることができます。



3 将来の“もしも”に備えた仕組み

本サービスでは、生活口座を共有するための「財産管理委任契約」と併せて、万が一認知症になってしまった場合に備える「任意後見契約」を結びます。ご契約者さまの判断力が十分なうちに、信頼する代理人さまを後見人を選んでおくことで、将来の財産管理を継続してサポートしてもらえますようになります。



サービスの流れ

- 1 専用口座の開設
- 2 代理人の選定
- 3 専門家による公正証書（財産管理委任契約・任意後見契約）作成のサポート
- 4 自動振込額・代理人・通知先の確定、代理人カードの発行
- 5 定額自動振込の開始
- 6 通知サービスの開始

基本手数料	110,000円
サービス利用料	月額 550円

消費税込

お気軽に当金庫店舗までお問い合わせください。

 城北信用金庫

 一般社団法人
つなぐ相続支援センター

令和2年5月1日 現在